

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第7回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成19年12月13日(木) 午前10時 ~ 11時20分
開 催 場 所	市役所 4階 403会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：金井委員、波多野委員、天目石委員、榎本委員、田淵委員、佐藤委員、乙幡委員、野島委員、坂元委員、福島委員 欠席者：なし
議 題	議題 1 報告(案)の検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 報告(案)中、6ページの上から2行目の「各ランク間」を「排出量区分間」に、同ページの下から6行目「引き続きサービスの向上」を「引き続き住民福祉の向上」に、3ページの上から4行目の「汚水処理費に要する経費」を「汚水処理に要する経費」に、及び資料の2ページ、3ページの各表における単位が欠落していたため、単位を追加。 以上を訂正し、報告書(案)は決定された。 議題2について： 第6回検討委員会における会議録の承認については、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」第11条の規定により、会議において承認され、確定された。 報告書の報告日は12月18日(火)。提出者は金井会長と波多野副会長に一任。 本日以降、報告書の報告日までに字句の整理等が出た場合については、金井会長と波多野副会長に一任。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	式次第 議 題 1 報告(案)の検討について 2 その他 会 長 おはようございます。 本日は御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今より第7回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を開催いたします。 本日の出席委員は10名であります。武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱第5条第2項の規定

	事務局	<p>により、定足数に達しておりますことを委員の皆様にお知らせいたします。</p> <p>それでは、議題1「報告(案)の検討について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、本日お配りしました「武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について(報告)案」についてですが、説明させていただきます。</p> <p>本日御配布させていただいております、この報告(案)につきましては、会長、副会長、事務局で調整をさせていただきました報告(案)を事前に各委員にお配りさせていただきまして、それを基に各委員からの御意見をいただきまして、改めさせていただいたものでございます。</p> <p>事前にお配りした報告書との違いを申し上げますと、まず1ページの「1はじめに」につきましては、2行目から3行目にかけて、「公共下水道事業財政の健全化について」を「公共下水道事業の財政運営の健全化について」に改めさせていただいております。次に、7行目の「報告するものである。」を「報告する。」に改めております。</p> <p>同じく1ページの「2下水道事業経営の原則」につきましては、「地方財政法第6条に」のあとの「カンマ」を削除しております。次に、下から4行目の「つまり、下水道事業経営」の「つまり」を削除しております。</p> <p>次に、2ページの1行目の「また、下水道使用料については」の「また」を削除し、5行目の「つまり、公共下水道については」の「つまり」を削除しております。その5行下になりますが、「これらのことからいえることは」の「いえる」を漢字の「言える」にしております。</p> <p>同じく2ページの「3本市の現状と課題」の上ですが、「絶えず確認していかなければならないわけである。」を「絶えず確認する必要がある。」にしております。</p> <p>次に「3本市の現状と課題」につきましては、2ページの一番最後の行ですが、「40、50立方メートル」を「40及び50立方メートル」に改めました。</p> <p>3ページの4行目ですが「実際に汚水処理費のうち」を「汚水処理費に要する経費のうち」にし、次の行の「充当されているか」を「賄われているか」に改めさせていただきました。</p> <p>次に、5行下になりますが、「上記のとおり、下水道使用料額の額が」を「上記のとおり、下水道使用料設定の額が」にし、3行下の「相対的に低廉過ぎるということは明らかである。」を「相対的に低廉である。」とし、その下の行の「そ</p>
--	-----	---

	<p>して結局」を「したがって」にし、「差額、」を「差額である」とし、その2行したの「繰入金に頼ってしまっているわけであって」を「繰入金に依存してしまっているわけであり」にし、その下の行の「経費に充当されて」を「経費に繰入金が充当されて」に改めまして、次の「不正常的な状態にあると言わざるを得ない。」を「不正常的な状態にある。」としております。</p> <p>次に、「4 財政健全化に向けて」につきましては、はじめの「地方債の償還額はやや減少していくものの、老朽化した」を「地方債の償還額がやや減少していくものの、本市の下水道事業の運営については、今後は老朽化した」に、下から2行目の「汚水処理回収率」を「汚水処理費回収率」改めました。</p> <p>次に4ページの2行目の「絶対的な条件である。」を「必須である。」に、8行目から9行目にかけて「汚水使用量」を「汚水使用水量」に改めさせていただきました。同じく4ページの12行目の「要請と相容れないものである。」を「要請と相容れない。」に、次の「したがってを」行換えをしまして、「選択肢はないと考えざるを得ない。」を「選択肢はない。」に改めて、その下の行ですが、「因み」をひらがなの「ちなみ」にし、次の「旧武蔵村山市」を「前回の武蔵村山市」に改めまして、下から3行目の「これにかかる償還金」を「これらに係る償還金」に改めました。</p> <p>次に、5ページの2行目の「回収率を目標にする」を「回収率を目標とする」に、「5 下水道使用料の引上げ」のすぐ上ですが、「公平性の確保にもつながるものである。」を「公平性の確保にもつながる。」としております。</p> <p>同じく5ページの「5 下水道使用料の引上げ」につきましては、「概ね10パーセント引き上げる。」を「約10パーセント引き上げる。」とし、その下の行の「5パーセント」とありますが、それぞれ「約5パーセント」にあらため、「なお、改定にあたっては」の「なお、」を削除し、「相当の周知期間を設ける必要があることは当然のことである。」を「相当の周知期間を設ける必要がある。」に改めております。</p> <p>次に「終わりに」につきましては、6ページの3行目の「見直」を「見直し」にし、「一方公衆浴場」の「一方」を削除し、いずれにしてもの下の行の「及ぶ」を「及ぼす」にし、その下の行になりまして、「現状が」を「現状を」にし、さらにその下の「向上を努め」を「向上に努め」に改めました。</p>
--	--

		<p>同じく6ページの下の方ですが、「また、将来的」の「また、」を削除しております。</p> <p>次に、別表1ですが、「平成20年度5パーセント引上げ」を「平成20年度約5パーセント引上げ」に、10立方メートル以下の分「480円」を「481円」に、別表2ですが、「平成21年度5パーセント引上げ」を「平成21年度約5パーセント引上げ」に改めました。</p> <p>それと、公衆浴場につきましては前回の答申の時もこちらにつきましては、使用料据え置きを講じていますので、こちらにつきましても是非御理解していただきたいと思っております。5ページのところにもありますが、公衆浴場の話につきましては、検討委員会の中では触れられていなかったんですけど、前回も例外措置ということで武蔵村山市には今1件のお風呂屋さんがありますが、例外措置をとる必要があるということで、例外措置として入れさせてあります。</p> <p>私のほうからは以上です。</p> <p>先日、まだ皆さんにお配りしておりませんでした資料の方なんですが、資料の8ページ以降ですが、下水道財政収支計画表の現行使用料の場合と、現行使用料による汚水処理費回収状況。それと、11ページには、下水道財政収支計画表の改定後の使用料、13ページには改定後の使用料による汚水処理費回収状況を付けさせておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>私の方からは以上です。</p> <p>会長 ただいま、議題1の説明が事務局からありましたが、これについて質疑等ございましたらお受けいたします。</p> <p>委員 今、公衆浴場についてということと言われたんですけど、市内に1件村山団地のところにあるという話なんですけど、火事になって今営業されているんでしょうか。もしされていなかったら結局、かたくりの湯だけ該当するようになるんですよ。そうすると、市でやっているには値上げしないけれど、市民には値上げをさせるのかということになってはしまわないかと思いますが。</p> <p>事務局 公衆浴場ですから、かたくりの湯は公衆浴場には該当しませんので。</p> <p>委員 下水道使用料は。</p> <p>事務局 下水道使用料は通常の料金でいただいております。</p> <p>委員 一般汚水としてですか。</p> <p>事務局 あれば温水施設ですから、公衆浴場とは違う扱いになっています。ここでいう公衆浴場には該当しておりません。</p>
--	--	---

	<p>委員 事務局</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>会長 委員</p> <p>事務局</p> <p>委員 会長 事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p>	<p>あの1件は今。</p> <p>砂川湯は営業していると思います。市で補助金を毎年組んでいましてボイラーの件で来ましたから確認はしていませんが、実際には団地は風呂は完備していますから、それほど利用はないと思いますが、ただ、砂川湯はまだ営業していると思います。</p> <p>砂川湯は使用料が上がってきていますので、営業はしているとは思いますが。</p> <p>私も確認はしていませんが、燃えたなと思っていましたので。</p> <p>他にありますか。</p> <p>先ほど5ページのところで10パーセントと5パーセントの前に「約」を付けているんですけど、その「約」というのはどういうことですか。</p> <p>たとえば、別表1のところで481円となっておりますが、どうしても5パーセントちょうどとはいかなくて、数値上では5.01パーセントとかになりまして、料金の1円以下は端数処理をします。その約ということで御理解いただきたいと思います。</p> <p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>もう1点。6ページの中で、下水使用料減免対象者。この関係についても据え置くということで。これも検討委員会の中では触れられていなかった部分ですけど、これも据え置くということで。</p> <p>これは下水道使用料の値上げの方には入っていないんですけど、減免対象者は据え置くということでよろしくお願ひします。</p> <p>6ページの上から2行目ののところですが、各ランク間のというのは議論をこの前した委員は分かりますけど、各ランク間というのがいきなり出てくると、これを受けた一般の方は分かるのかなと。「排出量区分間」のとか、はっきり示した方がいいのかちょっと適当な言葉がないんですけど。</p> <p>基本的には委員さんから言われるように一般的に分かりやすい、今言われた「排出区分間」というような形で言葉をもう一度確認させていただいて、分かるようにしたいと思います。</p> <p>昨日、朝日新聞に下水道料金引上げ。武蔵村山市も検討中という記事が載ってあったんですが、西東京市が10月下水道使用料を10パーセント引上げた。経費をどの程度使用料で賄えるかを示す汚水処理費回収率は42.0パーセント</p>
--	--	--

		<p>(平成6年度)多摩26市で最も低いとありますが、この検討委員会で5パーセント、5パーセントで決定するという事によろしいのでしょうか。</p> <p>今日で会議は終わりますが、5パーセント、5パーセントで決定するという事。武蔵村山市は低いとあったが、他市はもっと低いところがありびっくりしたんですが、平均が76.1パーセントですが、これに対して武蔵村山市が低いとの文面のことなんでしょうか。</p> <p>事務局 いずれにいたしましても、答申の案の中では2年間で10パーセント、その答申案で今日決定しまして答申をいただきまして、その後内部で協議をしまして、市としてこれから20年度5パーセント21年度5パーセントという形で話が進んでいくのかなと思います。それで議会に諮りまして、引上げになると。</p> <p>この新聞で確かに西東京市の場合は10パーセント引上げるという事で西東京市は26市中でも最も低いところなんです。ですから、先日もお話ししました回収率で行きますと、うちの方は20番目位に位置していると思いますが、ですから、たまたま西東京市の最も低い市を例にしていますが、差があるように見えますけど、うちの方も高い方ではないです。</p> <p>会長 他に何かございましたら。</p> <p>他にご意見等なければ、この報告書で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>委員 今、課長が読まれたことで間違いはないと思いますが、私はこういうふうな時にもう一度課長に読み直していただいて、正式な我々全員の文章ですので、読み直していただくことはいかがでしょうか。</p> <p>会長 今、榎本委員から案につきまして訂正部分は教えていただいたが、本文につきまして一通り読み上げていただくと。そういうことで事務局の方からお願いします。</p> <p>事務局本文読み上げ.....</p> <p>会長 今、事務局から読み上げをしたわけなんですけど、この中で何かありましたら御指摘をいただきたいと思います。</p> <p>委員 最後の方の「理解を求めていくとともに、引き続きサービスの向上に努めていくべきである。」とありますが、サービスの向上とはどういうサービスが今まであったというのかわからないんですが、それがはっきりしないのであればこの部分はいらんではないかと思うんですが。</p>
--	--	--

事務局	このサービスについては、行政を進めていく上で、市民とのかかわりあいといいますか、そういう点を述べているのがサービスということであって、具体的にこのもので、こうだとかということではありません。
委員	これだと期待してしまうんじゃないですか。これを読むと。だったら、値上げを低くしてとか。
事務局	そうしましたら、「引き続き住民福祉の向上に努めるべき」とか、そういう言葉にした方が適当かなと思います。
会長	今、福島委員からサービスの向上ということで指摘があったんですが、その話の中で、引き続き住民サービスの向上に努めていくべきとの言葉も出ましたけど、その他に変更するようなどころがありましたらお願いします。
事務局	事務局の方で前回の結びみたいところで何かありますか。
事務局	前はサービスという言葉は使っていません。 下水道が管理され快適な生活が送れるようなそういったものを含めてサービスと言っているのかなと思いますが、具体的なものではないんです。
委員	サービスに代わる言葉があれば。
委員	住民福祉でいいのではないですか。福島委員の言われる通りだと思います。
委員	期待すると思うんですね。
会長	それでは、今福島委員さんから指摘がありまして、サービスに関してですが、この部分を「引き続き住民福祉の向上に努めていくべきである。」というふうに入れたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	ではそのようにするというので。他に何かありましたら。
委員	3ページの上から4行目ですが、真ん中から右側で、「これは汚水処理費に要する経費のうち」の汚水処理費の「費」というのはいらんではないでしょうか。費がだぶっていますので。
事務局	「これは汚水処理に要する経費」ということで。
委員	添付資料で2ページ目で単位が入っていないような気がします。たぶんこれは円ですよ。これをどこか欄外に単位を入れていただきたいと思います。2ページ、3ページにちょっと気がつきましたので。
会長	では、事務局の方で単位を追加してください。他にございましたら。
委員	改定に当たりまして、5ページの下の方ですけど、「改定

		<p>に当たっては、市民の理解と協力が得られるよう、下水道事業の現状について十分な説明を行うとともに、相当の周知期間を設ける必要がある」とあるが、これは具体的にどのような方法で周知させるのか、それから十分な説明は市報ということなんでしょうか。それとも、また説明会を設けるのか具体的にお聞かせいただきたいと思いますが。</p>
	事務局	<p>周知につきましては、市報等で前回は周知期間を設けております。十分な説明というのも周知する中で市民へ説明しており、説明会を開くというよりも議会への当然説明というのもありますし、それと、やはり市報等の中での説明も含まれるのかなと思いますけど。</p>
	委員	<p>今のお話なんですが、6番に入るものではないんでしょうか。5番の下水道使用料の値上げは、「ただし、公衆浴場の下水道使用料については、現行使用料を据え置く例外措置を講ずる必要がある。」ここまでが5番で、改定に当たっては6番の終わりの中に入るのではないのでしょうかと思いますがどうでしょうか。</p>
	会長	<p>今、佐藤委員さんから「改定に当たっては」からの部分は6番の終わりに入った方がいいのでは、という意見がありましたが、どうでしょうか。</p>
	委員	<p>私は、佐藤委員の発言を聞いて確かにその5番のところで一度言って、6番のところでも言っているの、この二つの文章の趣旨をまとめて6ページの「いずれにしても」の中で、趣旨を入れていけば一か所にピシッとポイントを置いて表現されていくのかなと感じました。</p>
	会長	<p>5番の部分を削除して、終りの中で調整すると。 5ページの部分を削除しますと、6ページの終わりの部分に追加するものはありませんか。</p>
	委員	<p>削除しなくていいですよ。削除する必要はないですよ5番は。「終わりに」ということと「下水道使用料の引き上げ」を先に終わりではなく6番を5番に持ってきた方がいいのでは。最後に「相当の周知期間を設ける必要がある」とした方が何度も何度も同じことを読んでいと書いてある気がしてならないのだが。丁寧な文にしてあると思うが。</p>
	事務局	<p>下水道料金の引き上げのところで、5パーセント、5パーセントとあるが、その条件としてこの改定に当たっては、相当の周知期間を設ける必要があるんだよということで、たとえば10月とか想定ができるかと、時期を若干ニュアンス的に触れていくというふうなとらえ方ができるのかなと。</p>
	委員	<p>私は、原案を支持します。 理由は、5パーセントかはおいておいても、10パーセン</p>

		<p>ト一度に上げようという意見もありまして、それよりも多数意見としては、5パーセント、5パーセントがいいだろうというのもあった。そして、その経過を踏まえて5ページで書かれていることは要するに、10パーセント上げるよと、みんな協力してよと、2年間でこうするんだから市民にそのことだけをよく市報あるいは議会に対して説明するには、来年の平成20年の何月からやるということで、たとえば最後の終わりにというのは、先ほど福島委員からありましたように、これは一般の下水道行政ということについての市民に包括的に理解していただきたいということで、統括的にこういう姿勢でいるということで、言っておいた方が委員会としての要望としては、特に引き続き住民福祉の向上ということで言っていますので、私は原案を支持します。</p> <p>会 長 今、榎本委員からは原案のとおりという意見が出ておりますがどうでしょうか。</p> <p>委 員 私もそう思います。5パーセント、5パーセントというのは一番大事なことのように思います。委員会としても、この案のとおりでいいと思います。</p> <p>会 長 他にありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>事務局 先ほど、6ページの上から2行目の「各ランク間」の表現の仕方ですけど、「排出量区分間」ということで表現させていただきます。というのは、7ページの上のところに排出量ということ表現していますので、「排出量区分間」とさせていただきます。</p> <p>それともう1点確認したいのが、「引き続きサービスの向上」を「引き続き住民福祉の向上」に、また3ページの「汚水処理費」を「汚水処理」に、この3点を直させていただきます。</p> <p>会 長 今、事務局の方から説明がありましたが、訂正部分を確認いたしまして他に御質疑等なければ、この報告書をもって報告していきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この報告書で決定したいと思います。</p> <p>それでは、議題2「その他」に入ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 それでは、議題2「その他」について説明させていただきます。その他の1点目といたしまして会議録の承認でございます。会議録の承認につきましては、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」の第11条に規定されており、会議録は会議において承認を受けて確定するものとなっております。このことから、すでにお配りしております第6回会議録につきまして承認していただきたく、よ</p>
--	--	--

		<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>第2点目として検討委員会の結論を報告するに当たりまして、報告方法につきまして調整させていただきたいと思えます。</p> <p>前回の報告では、会長、副会長におきまして報告書を渡しているところですが、今回につきましてはどのようにしたらいいか、また、報告日につきましてでもご検討いただきたいと思います。以上で説明とさせていただきます。</p>
会 長		<p>ただいま、議題2の説明が事務局からありましたが、第1点目の会議録の承認につきまして質疑等ございましたらお受けいたします。</p>
委 員		<p>質疑等ないようでございますので、会議録は承認されたと決定します。</p>
事務局		<p>会議録とか公文書の保存期間はどうなっているんですか。ということは、3年ごとにまたやるようなことになりそうなので。その時にどういうことが前回の議題になっていたのか、その当時に比べてまた現在はどうか。3年後に同じような議論をする必要があるから、そういうことで一般的に地方自治体の会議録の保存期限は文書規定でどうなっているんですか。</p>
事務局		<p>文書の保存年限については、たとえば、この会議録については基本的には主管課では相当期間として保存しておきますが、公開についてはどうかという文書担当の方の公開規定がありますので、何年の規定かありますので、ちょっとその辺につきましては、確認をさせていただきたいと思えますが。</p>
委 員		<p>議会の議事録はどの位の保存ですか。</p>
事務局		<p>永年保存です。</p>
委 員		<p>分かりました。その程度で結構です。</p>
会 長		<p>それではよろしいでしょうか。</p>
委 員		<p>それでは次に第2点目の検討委員会の結論の報告方法についてですが、先ほど前回は会長、副会長で報告しているということでしたが、報告日と合わせましていかがしたらよろしいでしょうか。</p>
委 員		<p>会長と副会長に一任ということでいかがでしょうか。また、集まる必要はないと思えますけど。</p>
委 員		<p>同感です。</p>
会 長		<p>それでは、今榎本委員から正副会長の方で調整してとのことですので、そのようにさせていただきたいと思えます。</p>
事務局		<p>事務局の方で今日程調整したほうがいいですか。</p>
事務局		<p>もしよろしければ5分ほど休憩を入れていただきまして、</p>

		<p>会長と副会長で日程を調整させていただきまして、市長の方とも調整させていただきまして、皆様について報告しますが、お知らせした方がいいと思いますので、5分位休憩したいと思います。</p> <p>.....休 憩.....</p> <p>会 長 休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>先ほどの報告書の報告日につきましては、ただ今調整しましたところ、12月18日(火)にさせていただきたいと思います。私と波多野副会長で市長に直接お渡ししたいと思います。今日以降、報告書の字句の整理等が出た場合につきましては、私と副会長にご一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>委 員 異議なし。</p> <p>会 長 それでは今日以降、報告書の字句の整理等が出た場合につきましては、私と副会長にご一任させていただきたいと思います。</p> <p>他に質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>質疑等ないようでございますので、これで本日の会議はすべて終了いたしました。これで第7回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を終了したいと思います。</p>
--	--	---

会議の公開・ 非公開の別	公 開	傍聴者：_____ 0 人
	一部公開 非 公開	
	一部公開又は非公開とした理由	
	()

会議録の開示・ 非開示の別	公 開	
	一部開示(根拠法令等：)
	非開示(根拠法令等：)

庶務担当課	生活環境部 下水道課 (内線：255)
-------	---------------------

(日本工業規格A列4番)